

近畿防災連絡会の規約

(名称)

第1条 本会は「近畿防災連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、防災・危機管理に関わる近畿所在の指定地方行政機関、災害対策基本法に基づく指定公共機関等が相互に緊密に協力、連携し、戦略的な取り組みを展開することで近い将来に発生確率の高い、東海・東南海・南海地震など広域で大規模な災害等において、円滑に対処することを目的とする。

(連絡会の構成)

第3条 連絡会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

なお、連絡会には必要に応じて委員以外の者に参加を求めることができる。

(事務局)

第4条 連絡会における事務は国土交通省近畿地方整備局並びに国土交通省近畿運輸局において処理する。

(雑則)

第5条 本規約に定めるもののほか、連絡会の実施のため必要な事項は、運営細則で定める。

2 本規約及び運営細則の改廃は連絡会で定める。

附 則(施行期日) この規約は、平成17年6月14日から施行する。

(改正) この規約は、平成24年2月17日から施行する。

近畿防災連絡会の運営細則

(活動内容)

第1条 「近畿防災連絡会」(以下「連絡会」という。)における活動内容は連絡会で定める。

(幹事会)

第2条 連絡会の運営について幹事会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

2 幹事会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

(作業部会)

第3条 連絡会及び部長等会議の他に、運営について具体的な検討・調整を図るため連絡会に作業部会を置く。

2 作業部会は別紙2に掲げる委員をもって構成する。

(連絡会の召集及び運営)

第4条 連絡会の召集は各機関の要請に基づき、事務局である機関の構成員がこれを行う。

2 連絡会の運営(会議進行等)は事務局である機関の構成員がこれを行う。

3 幹事会及び作業部会の運営についても、第1項及び第2項を適用する。

(後援名義の使用について)

近畿防災連絡会の後援名義使用については、作業部会において決定するものとする。

